



令和7年2月4日
青森県道路公社
青森県

東日本高速道路株式会社東北支社

下田本線料金所(E4A 第二みちのく有料道路)で ETCがご利用できます

～令和7年3月10日(月)10時 運用開始～

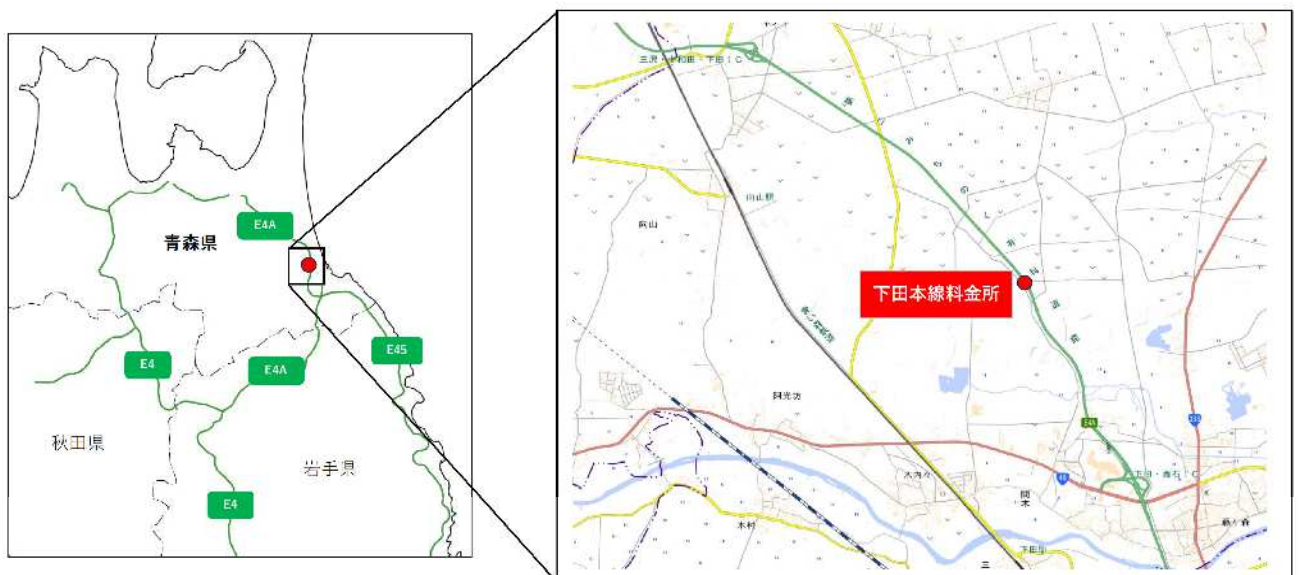
青森県道路公社(青森県青森市)と青森県及びNEXCO東日本東北支社(仙台市宮城野区)は、
E4A 第二みちのく有料道路(青森県道路公社管理)と E4A 百石道路(NEXCO東日本管理)
を結ぶ下田本線料金所において、共同で整備を進めてきたETC設備の新築工事が完成し、令和7年
3月10日(月)午前10時にETCの運用を開始することになりましたので、お知らせします。

下田本線料金所のETCレーン運用により、ETCをご利用のお客さまにおいては、第二みちのく有料道
路と百石道路での走行が、より便利に、より快適になりますので、是非ご利用ください。

1. 利用開始日時

令和7年3月10日(月) 午前10時00分～

2. 位置図

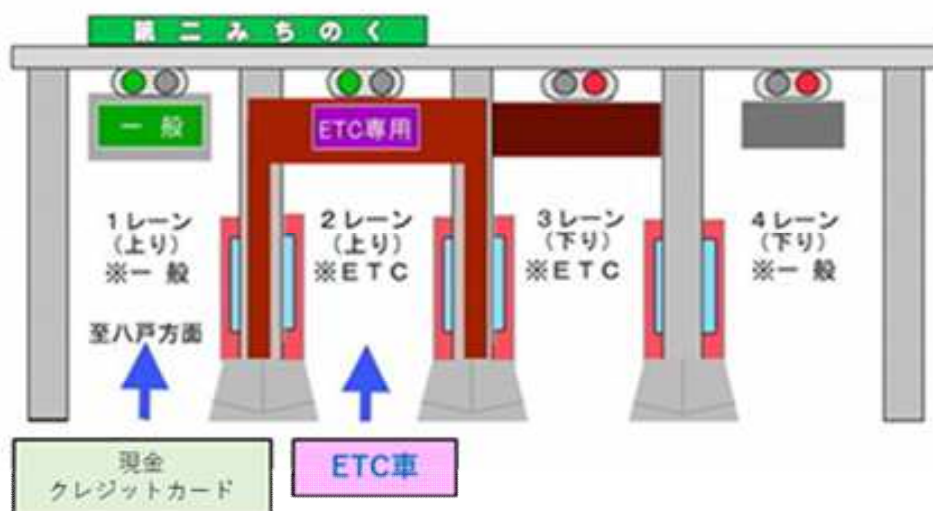


地理院地図(国土地理院)(<https://maps.gsi.go.jp/vector/>)をもとに、
東日本高速道路㈱が加工

3. 新たにETCがご利用いただける料金所

下田本線料金所 上り(東京・仙台方面) ETC 専用1レーン、一般(現金等)1レーン
下り(青森・三沢方面) ETC 専用1レーン、一般(現金等)1レーン

料金所イメージ (青森→八戸方面)



4. その他

【ETCをご利用のお客さまへ】

ETCレーンへは十分な車間距離をとり、安全な速度(時速 20km 以下)で進入し、ETCレーン内では徐行願います。また、ETCカードの有効期限切れ・車載器への挿し忘れにご注意願います。

また、ETCレーンは、GW期間中などの交通混雑時には、混雑緩和のため、一般車もご利用可能な混在運用とする場合があります。

なお、一般レーンにおいても、ETCカードでのお支払いはできますので、一般レーンをご利用の際は、必ず一旦停止して、係員にETCカードをお渡しください。

5. 回数券の払い戻しについて(第二みちのく有料道路)

第二みちのく有料道路では、ETCの運用開始と同時に回数券が使用できなくなります。そのため、青森県道路公社では残った回数券の払い戻しを実施します。(受付期間: 令和7年2月10日～令和8年3月31日)

手続き等の詳細については、青森県道路公社の回数券払い戻し特設サイトをご確認ください。

※問合せ先 青森県道路公社 総務部 017-777-7331(平日 8:30-12:00 13:00-17:15)

(第二みちのく有料道路 回数券払い戻し特設サイト)

http://www.aodoko.or.jp/etc/dai2_coupon_ticket_refund.html



6. お客さまお問い合わせ先

NEXCO東日本お客さまセンター

TEL.0570-024-024(ナビダイヤル)

または TEL.03-5308-2424

(受付時間/24時間)

[広報用パンフレット【PDF:1.0MB】](#)

[回数券払い戻しパンフレット【PDF:177KB】](#)

ETC

第二
も

くみちのく
レツ

ETC!

1234 5678 9876 5432

SERVICE
LAUNCH 2025
利商開始

RINGO MUSUME

ETC

一般

ETC専用

ETC

スターキング
デリシャス

金星

はつ恋ぐりん
ピンクレディ

くみちのく
第二

有料
道路

2025年 3月10日 (月)
午前10時

ETCデビュー!!

ETCカードと車載器の
準備をお早めに!

未使用分の回数券は払い戻しが可能です。詳しくは特設サイトをご確認ください。

青森県道路公社 <http://www.aodoko.or.jp>

TEL.017-777-7331 (平日9:00~12:00/13:00~16:30 土日祝休)

青森県県土整備部 道路課

特設サイト
詳しくはこちら



第二みちのく有料道路 回数券払い戻しのお知らせ

～ 令和7年3月10日(月)午前10時以降は、
回数券が使用できなくなります ～

第二みちのく有料道路では、令和7年3月10日(月)午前10時に予定されているETCレーンの利用開始と同時に、回数券が使用できなくなります。残った回数券の払い戻しについて、次のとおりお知らせしますので、御理解下さいますようお願い申し上げます。

1. 受付期間

令和7年2月10日(月)～令和8年3月31日(火)

2. 申請方法

残った回数券は1回分から払い戻ししますので、公社本社・第二みちのく管理事務所・料金所に備え付けの「払戻依頼書」に必要事項を記入し、「残った回数券」と併せてご申請下さい。

「窓口申請」のほか、「郵送申請」もしています。



「払戻依頼書」等は、青森県道路公社HPからもダウンロードすることができます。

【第二みちのく有料道路 回数券払い戻し関係】

http://www.aodoko.or.jp/etc/dai2_coupon_ticket_refund.html



3. 払い戻し方法

公社が払戻依頼書を受領してから約1ヶ月後に、「口座振込」により払い戻します。

※払戻額及び振込日については、払戻依頼書にご記入のご住所に明細をお送りします。

4. 問い合わせ窓口

青森県道路公社 総務部 TEL : 017-777-7331 (平日 8:30-12:00 13:00-17:15)

住所 : 青森県青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル8階

E-mail : haraimodoshi@aodoko.or.jp (払戻専用アドレス)